

令和3年度 稚内市給食費助成金について

稚内市教育委員会学校給食課

1 制度の概要

本制度は、平成26年度から開始された制度で、認定基準を満たす方に対し、給食費の半額を助成することで、お子さまの就学に必要な経費の一部を軽減するものです。

2 助成の対象者について

次の2つを満たしている方が対象となります。

(1) 児童・生徒が5月1日現在、稚内に住んでいること。

※5月2日以降に転入された方は、翌年度以降から対象となります。

(2) 世帯全員の市民税の所得割課税額の合計が77,100円以下であること。

(世帯とは、住民票上の世帯のことを指します。)

※生活保護や就学援助の認定になっている方は対象外となります。別添のフローチャートを参考にしてください。また、年度内に認定が解除になった方につきましては、学校給食センターまでご連絡願います。

※市民税の所得割課税額については令和3年度納税通知書等(3ページ目を参考にしてください)で確認できます。

3 申請について

(1) 申請書は学校より配布されるほか、学校または給食センターで用意しています。また、稚内市のホームページからもダウンロードできます。

(2) 申請書に必要書類を添えて、令和3年8月31日までに児童・生徒が在学する学校へ提出してください。(詳しくは申請書記入例をご覧ください。)

4 助成金の金額について

助成される金額は保護者の負担する給食費の2分の1の額となりますが、稚内市学校給食センター条例施行規則に定められている給食費の2分の1の額を上限とします。(1円未満は切り上げ)

(例1) 給食費単価が「小学校290円」、「中学校330円」で年間の給食提供回数が190食の場合

給食費の2分の1	小学校	単価290円	×	190食	÷	2	=	<u>27,550円</u>
	中学校	単価330円	×	190食	÷	2	=	<u>31,350円</u>
上限額	小学校	単価283円	×	190食	÷	2	=	<u>26,885円</u>
	中学校	単価328円	×	190食	÷	2	=	<u>31,160円</u>

この場合、「給食費の2分の1の額」が「上限額」を超えているため、実際に交付される助成額は、「上限額」の金額となります。

(例2) 給食費単価が「小学校250円」、「中学校290円」で年間の給食提供回数が190食の場合

$$\begin{array}{l} \text{給食費の2分の1} \\ \text{上限額} \end{array} \left(\begin{array}{l} \text{小学校} \quad \text{単価250円} \times 190 \text{食} \div 2 = \underline{23,750 \text{円}} \\ \text{中学校} \quad \text{単価290円} \times 190 \text{食} \div 2 = \underline{27,550 \text{円}} \\ \text{小学校} \quad \text{単価283円} \times 190 \text{食} \div 2 = \underline{26,885 \text{円}} \\ \text{中学校} \quad \text{単価328円} \times 190 \text{食} \div 2 = \underline{31,160 \text{円}} \end{array} \right)$$

この場合、「給食費の2分の1の額」が「上限額」未満のため、実際に交付される助成額は、「給食費の2分の1」の金額となります。

稚内市学校給食センター

(稚内市教育委員会学校給食課学校給食グループ)

電話：0162-33-6513 fax：0162-33-6514

メールアドレス：kyusyoku@city.wakkanai.lg.jp

